

岩手県告示第707号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 処分をした年月日 平成21年8月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社共和緑化

イ 主たる営業所の所在地 花巻市下似内第5地割105番地2

ウ 代表者の氏名 松田 正雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第7268号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 (2)に掲げる者は、平成20年6月4日に花巻簡易裁判所から暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）違反により、罰金の略式命令を受け、刑が確定しており、このことが法第29条第1項第2号に該当する。

2(1) 処分をした年月日 平成21年8月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社共和緑化

イ 主たる営業所の所在地 花巻市下似内第5地割105番地2

ウ 代表者の氏名 松田 正雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-18）第7268号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 (2)に掲げる者は、平成20年6月4日に花巻簡易裁判所から暴力行為等処罰ニ関スル法律違反により、罰金の略式命令を受け、刑が確定しており、このことが法第29条第1項第2号に該当する。